

意見 1 収益事業・共益事業について

(該当箇所:①2022年度事業報告、p.16: 28行、1)第三次作業療法5ヵ年戦略の総括と2022年度事業報告、2. 2022年度事業の総括、1)コロナ禍での活動:「財務面で見ると、旅費、交通費が縮減され、収入予算の減少を吸収できた。」

②2023年度事業計画及び予算案、p.79: 最終行、2023年度予算案(全会計)、2023年4月1日から2024年3月31日まで、「Ⅲ 正味財産期末残高」について)

正味財産期末残高を確認しますと、マイナスとなっています。これは収入より事業費が高いということになります。つまり、預貯金の切り崩しの状態であると考えます。更に、今後はコロナの影響も抑えられ、交通費等の事業費が増額する可能性があります。このままの状態が財政的に健全であるとは言えないように思います。収益を考えた事業を行っても良いのではないのでしょうか。

法務省のHPにもありますが、利益を測る共益的な事業は可能であり、その利益を活動に充てることが可能となっています。共益的な事業を行う部署を立ち上げて、共益的な事業で利益を得る方法を企画してはいかがでしょうか。

会員の会費が、共益事業に使われることは悪くはないと思うのですが、自分の支払う会費が、他者の為の事業開催の寄付のような状況になっては、会員が入会する意味を見出せなくなってしまうと思います。ご検討の程、願います。

参考HP)

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji153.html>

Q 2 2 一般社団法人又は一般財団法人が行うことのできる事業について、何らかの制限はありますか。

A 2 2 一般社団法人及び一般財団法人が行うことのできる事業に制限はありません。

そのため、一般社団法人や一般財団法人が行うことのできる事業については、公益的な事業はもちろん、町内会・同窓会・サークルなどのように、構成員に共通する利益を図ることを目的とする事業(共益的な事業)を行うこともできますし、あるいは、収益事業を行うことも何ら妨げられません。

一般社団法人と一般財団法人が収益事業を行い、その利益を法人の活動経費等に充てることは何ら差し支えありません。

ただし、株式会社のように、営利(剰余金の分配)を目的とした法人ではないため、定款の定めをもってしても、社員や設立者に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできません。

回答

ご意見として承りました。

2023年度予算案は約6,000万円を残す予算としており、今後に控えるAPOTC学会、60周年記念事業、新生涯学修制度や「協会員＝士会員」実現のためのシステム改修費用など、定常的な部署活動費用以外の支出に備えて積み立てることを見込んだ措置とご理解ください。

ただ全体として本会の財政が厳しい状況にあることは確かであり、現在の事業を維持・拡大していくためには収入を増やすことが課題となっています。専門職団体として収入を増やすための正攻法は、会員を増やし会費収入の増額を図ることですが、収益事業や共益事業の実施についても、ご指摘いただいたような法的認識を本会も共有しており、これまでも何度か検討の俎上に載ってまいりましたし、今後も検討を進めてまいります。

収益事業については、作業療法の発展に資する、収益を伴う事業として検討されてきた側面と、

純粹に収益を目的とした事業として検討されてきた側面とがありますが、導入にあたっては、協会の今後の方向性を踏まえた慎重な検討が必要と考えています。

共益事業については、すでに学術事業、教育事業をはじめ、本会の諸事業は共益的な意味合いが強いものとして展開されてきたと認識しており、今後も続けていく必要があると考えています。ただそれは、会費を会員の利益に還元するためというよりは、むしろ構成員の質を上げることが専門職団体としての社会的責務であり、それが「国民の健康と福祉の向上に資する」(定款第3条)ことにつながるという間接公益の目的に適った事業であると考えてきたからです。